

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

R4.1/17時点
内閣府 地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日 閣議決定(4月20日変更))」及び「新型コロナウイルス感染症総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)」、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)」への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を措置。

○ 予算額

[令和2年度]

第1次補正予算1兆円・第2次補正予算2兆円・第3次補正予算1.5兆円
※このほか予備費も措置

[令和3年度]

補正予算6.8兆円 ※このほか予備費も措置

○ 交付対象者・交付方法

地方公共団体(全都道府県・全市区町村)が作成する実施計画に記載された事業に対し、交付限度額を上限として交付

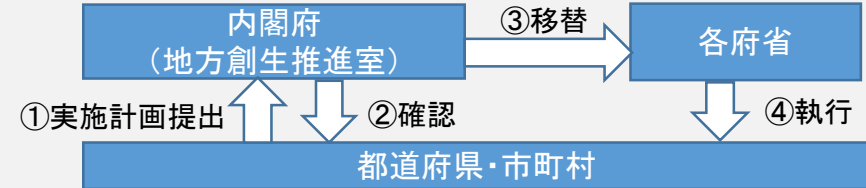
○ 交付対象事業

感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業であって、以下のいずれかに該当するもの

- ・ 緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定)に掲げられた4つの柱に含まれる事業 (①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、②雇用の維持と事業の継続、③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、④強靱な経済構造の構築)
- ・ 総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)に掲げられた新型コロナの拡大防止策及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現の2つの柱に含まれる事業
- ・ 令和3年経済対策(令和3年11月19日閣議決定)に掲げられた3つの柱に含まれる事業 (①新型コロナの感染拡大防止、②「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、③未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動)

○ 所管及びスキーム 内閣府(地方創生推進室)

※ただし、各府省に移し替えて執行



○ 地方単独事業分

(令和2年度第1次補正)

- ・ 人口、財政力、感染状況等に基づき算定(0.7兆円)
※このほか、0.3兆円は国庫補助事業等の地方負担分

(令和2年度第2次補正)

- ①家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分(1兆円)
人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定
- ②「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分(1兆円)
人口・年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定
※500億円を今後の感染拡大に備えて留保

(令和2年度第3次補正)

- ①感染症対応分(0.5兆円)
人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定
- ②地域経済対応分(0.5兆円)
人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定
※このほか、0.2兆円は飲食店への協力金等のための即時対応分
0.3兆円は国庫補助事業等の地方負担分

(令和3年度補正)

- ①感染症対応分(0.5兆円)
人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定
- ②地域経済対応分(0.5兆円)
人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定
※このほか、0.2兆円は今後の感染状況を踏まえて留保
0.3兆円は国庫補助事業等の地方負担分

○ 国庫補助事業等の地方負担分

各省所管の国庫補助事業等の執行状況に応じて各地方公共団体に配分

○ 事業者支援分

感染症の影響を受ける事業者の支援、感染症防止強化策・見回り支援等に活用。計6,000億円(予備費による令和3年4月30日追加等、都道府県分5,000億円、市町村分1,000億円)

○ 協力要請推進枠等

時短要請に応じた飲食店等に対して、地方公共団体が協力金の支払い等を行う場合に、地方創生臨時交付金を追加配分する。計8.6兆円

○ 検査促進枠

登録事業者が無料で行うPCR等検査への支援に対して、地方創生臨時交付金を追加配分する。計0.3兆円

【参考】予算の状況 [令和4年1月中旬時点]

予算総額は計15.2兆円 うち未交付決定額は6.1兆円

(6.1兆円の内訳は、
地方単独事業分・国庫補助事業等の地方負担分等：1.7兆円、
協力要請推進枠等4.1兆円、検査促進枠：0.3兆円)